

小学校教材「源氏物語」の反響・その三

有 勵 裕

一、教材「源氏物語」をめぐる問題

昭和十三年四月から、第四期国定教科書の『小学国語読本』(「サクラ読本」)の巻十一(六年生用)の使用が開始された。それは、古典文学や日本の伝統文化を題材とした文章を多く掲載した、極めて特徴的な教科書であった。そして、その中でも特に話題となつたのが、「第四 源氏物語」である。

この教材は、紫式部と『源氏物語』についての紹介、「若紫」「末摘花」の一部の現代語訳といふ、三つの部分から成り立つてゐる。小学生に理解できるよう、また、「教育上」支障が生じないよう配慮を施した、編纂者の苦心の作であつた。

教師用書などには、この教材の意義として、世界に誇れる文學が日本にあることを知らしめることと、描かれてゐる素直な少女像が女子教育の教材となりうることの、二点が強調されてゐる。だが、その世界に誇れる文學の「本当の姿」の紹介は教育上できないという矛盾を抱えての教材化であり、また、女子

教育の教材としてこの教材文が本当に適切かという根拠は希薄であつた。

なぜそこまでして、『源氏物語』を小学校の教材にする必要があつたのか。編纂者の眞の意図はどこにあつたのか。この問題は、当時の古典文学研究者らの置かれていた状況と、国定教科書の持つ権威性とを無視して考へることはできない。

国民学校令の実施、日米間の開戦を三年後にひかえたこの時期、いうまでもなく恋愛を題材とした古典に対する否定的な風潮が世間一般にあつた。公的な発言をひかえ、私的な部分での享受と研究とを守り続けるか。あるいは、一見惰弱的享楽的な古典文学の研究も、国策に益をもたらすということを主張するか。古典文学を愛好し研究を指向する者は、いずれかの選択をせざられることとなつた。その是非は簡単には論じられない。だが、後者に関していえば、古典文学の価値や研究の意義が蹂躪されかねない状況を前にして、研究者としての良心から選択したもの、とばかりはいえなかつた。時局迎合、時流便乗的な示威行為——この教材「源氏物語」掲載を礼讃する発言の中に

は、そういった傾向も見出すことができる。

国定国語読本の題材となることは、極めて大きな意味を持つ。地方自治体が御当地の名所・伝承を取り上げるよう運動したり、陸海軍が競い合つて自軍を賛美する文章の掲載を要求することなどは明治時代からあつたという。無謬性を前提とした唯一絶対の国定教科書に掲載されることによる権威——このことで『源氏物語』等に対する世間の批判を押さえることが可能となる。それだけに、卷十一の使用開始と同時に、教材『源氏物語』に対する熱狂的ともいべき礼讃の声が多くの教育雑誌に寄せられたのである。だがそれは、『源氏物語』の享受の形として望ましいことであつたかどうか。

戦後には、この第四期国定教科書を大正時代の自由主義教育・文学教育の隆盛の影響下にあるものとみなし、また、「源氏物語」の掲載をそのような立場からの時流への抵抗として評価する見解も提示されている。しかしながらそれは、先にも述べた通り、当時の指導書類や雑誌記事等の詳細な調査によつて、再検討されるべきものであろう。

一方、この教科書の使用開始とほぼ同時に、「源氏物語」批判を展開した国文学者がいた。当時二松学舎専門学校や大正大学で講師を勤め、雑誌『国語解釈』の主幹でもあつた橋純一である。『源氏物語』を淫靡で退廃的な文学と断定して「源氏物語」の教科書からの削除を要出し、国会議員にまで働きかけた橋の行動は、まさしく時流迎合型の文化人の一典型といえよう。

か。ただし、国学者の家の当主としての立場、また、その学問的見解の独自性もあつて、国粹主義者ではあつても国策とは相容れず、当時の学会から排除されるという一面もあつた。ともあれ、橋の批判にも刺激されてこの教材は話題となり、さまざまな議論の対象となつた。『源氏物語』の掲載は、第五期の国定教科書（「アサヒ読本」）でも継続し、終戦後のいわゆる「墨塗り教科書」まで続いている。

教育のあり方が軍国主義的国策と交錯したこの時期、古典文学を読むことの、そして古典文学を教えることの意義をめぐつてどのような発言がなされたのか。古典文学教育の再出発のための前提として、戦後すぐにそのことへの厳しい論及がなされたべきであった。しかし、この問題はほとんど検討されることなく今日に至つている。いささか遅きにすぎないが、この「源氏物語」をめぐる発言をできる限り集め、それらを検討することは、今後の古典文学教育、あるいは古典文学研究にとつても意味のあることではないかと思われる。

以上はこれまで私が、「小学校教材『源氏物語』と時局」（注1）、「橋純一による『源氏物語』批判」（注2）、「小学校教材『源氏物語』（第四期国定教科書）の反響」（注3）、「小学校教材『源氏物語』（第四期国定教科書）の反響・その二」（注4）の四つの拙稿で述べてきたことを簡略にまとめたものである。本稿では、これらで触れられなかつたいくつかの文献を考察する。補遺的な性格のものであるため、いささか散漫な構成となること

を御容赦いただきたい。

二、友納友次郎と「源氏物語」

友納友次郎の『教法精説 新読本の指導精神 尋常科用卷十一』が昭和十三年四月に明治図書から刊行されている。友納は、綴り方指導をめぐっての芦田恵之助との論争、教授者的人格重視の読解指導などで著名な、国語教育の実践家である（注5）。その彼の、第四期国定教科書の全教材についての解説と指導案を記したシリーズ中の一冊である。

友納は、本書冒頭の「概説」で、まずこの新読本卷十一全体を賛美している。その興奮をあらわにした文体は、いささか奇異な印象さえ与える。

見よ、其の清新澁刺たる内容を、聴け、随所に強調された日本精神の雄叫びを。

何處を衝いても血の出る様な生々した題材がずらりと頭を揃え、其の配列又多彩を極め、興味滾々尽きるを知らぬ趣の間に、示唆され暗示され知らず識らず培はれる魂こそは、終始一貫した国民精神の源流である、その囁きである。このようにこの巻における一貫性を評価した後、「日本精神」に対する賛美を次のように展開する。

とは言へ我が國柄の氣高さは、之を他国のそれと対照する時、彼は一箇の思想とし、時に応じて之をレッテルとし

露骨に標榜して憚らぬが、我が日本精神は之と異なり、太古此の方綿々として伝承し來つた不文の鉄則であり精魂であつて、決して之を強ひもせねば又押売もない。此の点他国が無下に高圧を加へ宣伝の具に供するものと全く同日の談では無い。結局我に在つては思想に非ずして精神であり、レッテルでは無くて伝統である。

今日の感覚からすれば実証性・論理性を欠いた身勝手な主張ではあるが、『國体の本義』（注6）の「第二 国史に於ける國体の顯現」等の記述をふまえれば、当時の公式的な見解であるといえる。さらに友納は、この巻の教材配列のすばらしさをたたえ、「さながら傑作文集を繙くの觀がある」と述べている。

友納の主張の最大の特色は、このようになんと賛美するあまり、教科書編集者の意図になかったこと、さらには、その意志に反したことと—原文との関連の重視—までもことさらには、その意志に反してしまったところにあるように思われる。とりわけ、「第四 源氏物語」の「指導精神」の中の次のようない記述が、そのことを端的に示している。

指導の進むに連れ、適宜原文と対照して其の風格を偲ばせることを忘れてはならぬ。題材精神は源氏物語が我が國文學の至宝である事を知る者には、今更事新しく説く要はあらまい。

このような原文へのこだわりは、

本課の観点は我が國に於ける小説の開祖紫式部の為人と其

の大作源氏物語の如何なるものかを知らせ、其の引例として

て口語化された断片に依つて原文の風格を偲ばせるに在

る。(指導形態 指導上の認識点1)

や、「文字語句(語句と其の解説)」の中の、

垣の内の僧庵に 源語には『日もいと長きに徒然なれば、

夕暮のいたう霞みたるに紛れて』と有つて、源氏が垣の外

から紫上を隙見する事に成つて居る。此處も其の積りで取

扱つて欲しい。

といった記述、そして、「資料」として原文を全文掲載してい

るところなどにも見られる。このことは、『小学国語読本尋常

科用卷十一編纂趣意書』において、

源氏物語の「若紫」及び「未摘花」の巻中、紫の君の生立

に関する部分を抜粋し、それを現代語で表したのであるが、

特に教育的見地から、削除変更した部分もあるから、原文

を参照するとしても、此の考慮を破壊するが如きことがあ

つてはならない(注7)

とわざわざことわっている編纂者の意図からすれば、かなり問題のあるものであつたと思われる。

さらに友納は、この教材を用いての実践例を提示しているのだが、最も特徴的なのは「第三次指導」の中に「後半の場面を脚本化させる」というものが含まれており、その台本までが掲載されていることであろう。以下に、その台本の「第二場」を引用する。

第二場

時 第二場から二年後

所 源氏の君の家

人 源氏の君

紫の君(前の女の子)

(最初一人源氏の君がしょんぼりとすわつてゐる。庭には木々の梢がぼうつとかすんで、紅梅がきれいに咲いてゐる)

源氏 (ひとりごと)あの紫は本当に不幸な子だ。母にも祖母にも死ににかかり、たつた一人で此の世に残されるなんて。

(問) 時々おばあさんをしたつて泣いてゐる。だが、何といふかはいゝよい子だらう。何とかしてなぐさめてやりたいものだ。(と考へこむ)
(とそこへしづかに足音がして、紫の君が泣きながら入つて来る。元気がなさそうである)

源氏 紫、おかへり、さあ、今日は面白い絵を書いて上げよう。見てお出で。

紫 どんな絵なんですか? (すこし元気を出して)

源氏 さうだね、何でもお前のすきな絵を。
紫 ぢや、雀の子を書いて。

《中略》

源氏 さあ、今度は、どんな絵が出来るか、見てお出で。

(といつて、女の絵を画く)

紫 まあ、きれいな女人の人。

(源氏だまつて、女の顔の鼻を赤くぬる)

紫 フフ、ヽヽヽヽヽヽ(と笑ひ出す)

(源氏は今度、鏡を取りよせ、自分の鼻をいたづらに赤くぬつて見せる)

紫 ホホ、ヽヽヽヽヽヽ(と笑ひこける)

源氏 わたしの鼻が、ほんたうにかう赤かつたら、どうだらうね。
まあ、いやなことをおつしやる。絵の具が本当にしみこんだら、どうしませう。

(源氏はわざとふくまねをして、ふかずに)

源氏 ほら、すつかりしみ込んでしまつた。落ちないよ。

(と、まじめな顔をする)

(紫はさも心配さうに水入の水を紙にひたして、源

氏の鼻を拭きにかかる) 源氏 やく、赤い方がまだ増しだ。此の上、墨でも附いて黒くなつたら大変ちやないか。

(といふうちに、紫の君拭き取る)
すつかり落ちましたよ。

源氏 落ちた、それは有難い。

(泣いてゐた紫の君、すつかり晴れやかになる)

紫 オホホ、ヽヽヽヽ

源氏 アハ、ヽヽヽヽ

(二人共朗かに笑ひころげる。庭には鶯の声)

このような劇が実際に教室で上演される可能性があつたのだろうか。言い回しは読本よりもいつそう現代的で、いささか陳腐なものにも思われる。また、このようなほとんど劇的な展開の無い場面を教室で上演することも、ひどく不自然で場違いを感じがする。どうもあまり実用的な意味をもつてゐたようには思われないので、もし小学校六年の同級生の男女でこのような劇を演じたとしたら、まさに「一種の恋愛遊戯」(注8)的なものを感じさせるものとなり、橋純一などの格好の標榜となりはしなかつただろうか。

三、塩田良平「修正された源氏物語」

「源氏物語」はその使用開始後一年、昭和十四年度版ではやくも修正をせまられたこととなつた。後半の(二)の部分、すなわち「未摘花」に取材した部分が、「紅葉賀」に取材したものに改められたのである。塩田良平(注9)の「修正された源氏物語」(『教育・国語』昭和十四年四月号・厚生閣)は、その修正についての所感を述べたものである。

このような修正自体がきわめて異例のことであろう。その理由について塩田は、

昨年度の本文も、或る程度までヒュマアがあつて効果的

ではあつたが、内容のもつ雰囲気や措辞の点に多少論議の余地が残されてゐたやうであつた。

と記すのみであるが、橋の非難が直接の契機となつたことは想像に難くない。ただ、文部省の当事者の立場を慮り、あらわにそのことを記さなかつたのである。

塩田は「昭和十三年度の本文より比較にならない程優れてゐる」とした上で、この改正にともなう「技術的苦心」の跡として次の三点を指摘している。

まず第一点として、文章の長さが昨年度の本文と全く同じ長さになつてること。つまり、他の教材に影響を及ぼすことのないよう、同じ行数で収まるような差し替えの文章が用意されたわけである。

第二点は、原文の趣を改めて、「全く子供の世界」にしてしまつてのこと。

紫上自身も「われはさは夫まうけてけり」と感じさせる、

歳になつてゐるので、原文に即すれば勿論所謂春のめざめ期に相当するのであるが、こゝではさういふ雰囲気を全く捨ててしまつたのは賢明である。

と述べられている。

そして三点目として、「文意を平明にさせるために紫君と源氏君とをいとこ同志にした」ことをあげ、児童に理解しやすい形としたことを「編集者の腕前」として評価している。

そのほかに、本文中の表現について四箇所ほどふれているが、

塩田が強く違和感を感じたのは「おにいさん」という語の用法であった。

「私がつくろつたのよ、おにいさん。」の言葉は、もししかしたら多少当局が心配したところではないかと思ふが、教科書としてはかなり飛躍した語法を用ひたものとしてむしろその英断を褒むべきであらう。但しつくろつたのよのつくろふなどは残念ながら机上の標準語であつて、現在東京で十一歳の女の子が使つてゐる言葉ではない。又おにいさんといふ言葉も東京の中流階級の家庭の女の子はあまり言はない、普通はおにいさまである。但し（一）の部分におかあさん　おばあさんと言ふ言葉があるからさんで統一したのであらうが、これは編纂者の参考までに申し上げておきが、現在では「おにいさん」の語感は甚だ卑俗になつてゐるのである。ある階級の女性などがその客に向つて昔なら旦那とでもいふところを今彼女等の二人称代名詞はおにいさんが普通である。これは学者などは御存じないかもしれないがかつて学生の方がさういふ語感をわきまへてゐる。この場合「おにいさん」が悪いといふのではないが、ただ現代では「おにいさん」がさういふ語感もともなつてゐるといふことを御参考までに申し上げておく。

ともあれ、全体としては今回の修正を歓迎しており、昨年度とは比較にならないほどの立派な出来栄えだとした上で、次のようにしめくくつている。

会話などにも多少洗練されないものがあると言へばまああると言へる程度で、昨年度のやうな田舎者が無理に標準語を使つてゐるやうな下手な会話は全く影をひそめた。従つておそらく昨年度の本文に対して起つたやうな議論がましい点はおそらく本年には絶無であらうと考へられる。

橋の「源氏物語」批判は、いうまでもなく語法のみの問題ではなかつた。教材あるいは原典の文学的価値そのものにかかわるものといつてよい。それをここでは語法のみの問題に矮小化して処理するような書き方となつてゐる。

これは、塩田良平個人の問題意識のあらわれではなく、当時の硬直化した教育・言論界にあつての定型化された述べ方であった。絶対的権威と無誤謬性が前提の国定教科書については、瑣末な語法以上の問題に關して論議がなされるべきではなかつたのである。

たとえば、昭和一四年六月に文部省図書局解答・小学校教材研究会編『新読本解説』(第五、六年、附高等科) (日黒書店) という本が刊行されている。これは「はしがき」によれば、「小学校の実地担当や父兄から文部省又は小学校教材研究会へ提出される国定教科書に対する質問」に「文部省図書局読本編纂室が解答したもの」である。反響の大きさやわずか一年で本文がさしかえられたことなどを考え合わせると、橋のような主張が取り上げられてもよいようと思われる。だが、「源氏物語」の掲載意図に関しては全くふれられていない。文部省当局

には、批判に正面から答えるという姿勢はもとよりなく、あたかも問題そのものがなかつたかのように処理するという対応策がとられたのであつた。

四、後藤興善の「源氏物語」批判

橋純一とは異なつた立場からの——『源氏物語』の文学的価値を尊重するがゆえの——教材『源氏物語』批判も、わずかながらなされてゐた。後藤興善(注10)の「国語読本に入れられた源氏物語——その解説と批評——」(教育・国語教育編集部編『綜合国語教育三十講』昭和十四年一月、厚生閣)などもその一つである。執筆は、末尾に皇紀二九五八年(昭和十三年)三月二四日とあるので、新読本使用開始直前のこととなる。

後藤はまず、「源氏物語の一節が国語教材として採用されることは、国文学徒、否日本文化を考へる者のすべてが双手をあげて賛成するところである」とし、教科書編纂者の方針を賛美した上で、次のように述べる。

ありていに云へば、国語読本に載つてゐる「源氏物語」を読んで、自分は甚だしく失望した。といふより、驚きと不愉快とを感じた。凡そ源氏物語とは似ても似つかぬ劣悪な文章をそこに見出したからである。

紫の上は源氏物語のヒーロー源氏の君に限りなき敬愛を

受けける理想的の婦人である。作者は彼女を理想の権化として取扱つてゐる。その方の幼児を教材としたことは、よし恋愛の空気が背後にたゞようてゐるとしても上乗といふべきであらう。が、それを教材化する手段態度が拙劣、不用意で、人間を生きくと美しく細かく写し出してみると、評した言葉を自ら蹂躪するが如きサンプルを示していることは、甚だ残念である。

では、具体的にどのような点を拙劣であると見たのだろうか。まず述べられているのは、「若紫」「末摘花」いずれの現代語訳にしても、前後の脈絡や背景を断ち切つて教材化されているために「原典のもつてゐる匂や氣品を失つてゐる」ことである。だが、小学生用に教材化を試みる以上、義母藤壺への思慕の情など述べられるはずもなく、無理な注文というべきだ。これについては後藤自身も、「而もそれは一面仕方のないこと、して観念せざるを得ないことである」と述べている。

続けて後藤は、現代語訳という作業に「原典の味を匂を忠実に写さうとする用意と熱意」とが欠けているとする。その「不満不愉快及び驚きの因つて来るところ」をまとめ直すと、以下の四点になる。

○現代語訳を常体の文章にしたのは原典の氣品を損ねてい る。原典の敬語表現などを考慮して敬体の文章を用いるべきである。

○原文に反した、稚拙な意訳がある。「末摘花」の、源氏が

自分の花を赤くした場面で、「姫君みて、いみじく笑ひ給ふ。」とあるのを、「紫の君は思はず笑ひ出した。……紫の君はとうく笑ひこけて了つた。」と漸層的に笑いの度が増していくようにしたことなど。

○「若紫」の尼君を「尼さん」と訳したのでは、この言葉の持つ侮蔑感が紫上の祖母である尼君に対してまで感じられてしまう。

○「白き衣山吹などのなれたる着て」のかさねの色目の山吹を、「山吹色の着物」と訳してしまつたのは誤りで、当時の風俗調度の考証が不十分である。

以上のような指摘の後で、後藤は「これではいみじきわが古典を冒流し、傷つけるものといふ他はない」と述べ、「もつと真に源氏物語に近いものにする為に」努力を重ねて、「源氏物語はかく傑れたものであるといふことを、小国民に知らせる熱意を奮ひ起こして貰ひたい」と要望している。

後藤の教材「源氏物語」批判の根底には、原典主義ともいべき、「源氏物語」原文への絶対視がうかがえる。原文尊重の主意は、その文学的価値が国体の護持に直結するということにあつた。教科書編纂者が建前として示した理由の一つ——世界に誇るべき傑作が日本に存することを知らしめる、ということに賛同するがゆえの批判である。そのため編纂者が取つた姿勢——教材と原典とは別個のものと考える——と対立することとなつた。教材そのものの自己矛盾の露呈といえよう。

原典を「教材化」するはどういうことか。「古典」で教えるのか、「古典」を教えるのか。今日でも未決着の問題をここに見出すことができる。

五、戦後へ——「国文学の新方向」の模索から

『国語と国文学』の昭和二十一年三月号は「国文学の新方向」という特集号であり、十七人の国文学研究者が、戦後の民主国家建設の中での、あるべき研究の姿について執筆している。今日あらためて読み直して強く感じられることは、各執筆者の認識の多様さである。国文学の伝統、戦時下の文学研究への反省、今後の研究者の責務などについて、さまざまな観点から相互に齟齬・対立する主張が並べられている。

この国文学研究の混乱と摸索の時期、かつての教材「源氏物語」をめぐる事件は、どのように認識されていたのか。そのような視点からこの『国語と国文学』の特集号を概観し、本稿の結びに代えることとした。

近藤忠義（注11）は、「国文学再建のために」の中で、次のように戦時下の国文学研究を回顧している。

「紅旗征戎我が事に非ず」とその日記に書き記した定家卿を、東條軍閥の政策のために国民の前に弁護しなければならなかつたり、平安宮廷貴縉の恋愛物語も国家意識の現はれだと強弁しなくてはならなかつたり、万葉集の歌に関し

ても忠君愛国を直接に歌ひ上げたものの名歌だとする新たな折紙が賄造せられたり、江戸の戯作文学が何としても大東亜新秩序とは無縁なのが不満がられたり、すべて国文学の評価は在来の基準を振蕩させ転倒させ錯乱させた。

そして、国文学の再建のために必要なことは、「昨日までの旧い国文学の実体の精緻的確な把握であり、その長きに涉つて犯して來た過誤の、従つて又この数年来重ねられて來た戦争責任の、仮借するところなき厳酷な摘發でなければならぬ。」と主張する。このような発想からすれば、かつての教材「源氏物語」の採用やその礼讃をも、改めて俎上に載せて検討すべき必要があるということになる。

同様の発想は、西郷信綱（注12）の「日本的といふことに就いての反省——国文学の新しい出発に際して——」にも見出される。西郷は、「もののあはれ」に「不易で超歴史的な日本的なもの」「国民性」を公式的に説明した源氏研究のありかたを批判し、また、「もののあはれ」にも「幽玄」「寂び」にも、「小市民の封建性が幽暗として再生産されてゐるのではあるまいか」と問うてゐる。

ここからは、「源氏物語」賛美イコール時局への抵抗、などといった図式は簡単には成り立たない。その内実を厳しく検討しなければならないということになる。

一方、藤村作（注13）は、「国文学徒今後の任務」において、民主主義国家・社会の建設を前提としつつも、次のように主張

する。

わが国には二千六百年の歴史があり、特殊な國体がその間を一貫してゐる。又特殊な國民性、特殊な國民精神がある。これらが中核となり、基礎となるところのものでなければ、

この大難業に成功すべきものではなからう。

また、船橋聖一（注14）は「油は尽きず」で次のように述べてゐる。

これからの国文学の方向は、戦争中、犯した誤謬の反省と訂正から出発するのは当然だが、更に、結論を早くいへば、「もののあはれ」の立場から、見直すことが、大切なことである。

「もののあはれ」こそ、国文学を正しく、内外に紹介する基準となる、国文学精神だと、私は、大東亜文学者会議に、提案したが、果して、事務局に於て、握りつぶされた。私の発言は、許されなかつた。

然し、今日となつては、国文学の扱るべきものは、「もののあはれ」以外にない。古事記も万葉も、ここに立つて見ることで、今までの、国粹派の罪障から解放される。このような伝統的な文学觀を擁護する立場の中でも、最も保守的なものが、能勢朝次（注15）の「国文学界は如何にあるべきか」であろう。

日本国民は建国の古から、平和と美と道義との愛好者であり、清淨潔白を尊ぶ国民である。その國民性に根差し其の

精華として咲き出た国文学である以上、虚心にその本質に立ち向かふならば、それで十分であつて、敢て民主主義や唯物思想などを振り回したり、それに拝跪したりする必要はない」と信ずる者である。

このような発想に立つならば、教材「源氏物語」が戦時下で果たした否定的な役割を問い合わせなどは不要であろう。『源氏物語』の教材化を企図しただけで、充分に時局を超越していたということになる。

これらの発言の中には、かつて厳しく「源氏物語」を批判し、削除要求を展開した橋純一が、「より科学的に」という題で執筆している。

従来とも、国文学研究家諸氏の研究態度は科学的方針を指して進んで来たと思うのであるが、ここ十年近くの間は軍國主義的政治に圧迫されて、科学的态度は書斎裡に封じこめられ、陽には多少とも神憑りの態度を示さなければ生活の安全は保障されぬ社会情勢になつて來たため、少なく述べ公的研究場面に於ては科学的な論議が陰を潜めたことは事実であつた。殊にこれが相当長期に亘つたため、いつか為政者の魔術にかかる、自分自身陰陽共に科学的態度を軽視する傾向を生じ、牽強付会の独善的態度に陥るに至つた研究者も亦決して少いとは言えない。かくゆう私どもたしかに其の一人であつたことを告白せざるを得ない。それが今この革新的事態に際会したのである。ここで

反省して考え直して、我々の態度に一大革新的修正を加える必要のあることはゆうまであるまい。

かつての国粹的な立場から数々の過激な発言を考えれば、拍子抜けするほどの素直な反省ぶりである。

しかし、いったいどの程度の深みにまで掘り下げられての反省であったのか。自らの戦時下の発言についても、また、国策擁護の立場から厳しく自身が批判されたことについても、何も具体的には記されていない。「かくゆう私などもたしかに其の一人であつたことを告白せざるを得ない」と記されるのみで、自らの「独善的態度」への追及ではなく、彼が戦時下に果たした特殊な役回りについての言及もない。つまりところ、近藤忠義の言う「誰も責任を負はぬといふことと同義語」の「総懺悔」の中に身を隠したにすぎない。

以後、この「源氏物語」掲載をめぐる一連の出来事は、主として同時代の人々の思い出話の中にわずかに記述されるのみとなる。そして、やがて教科書編纂者であった井上赳の、「自由自主の精神」による国家主義・国粹主義への抵抗という見解（注16）が定説化していくた、というのが現在までの経緯であった。

戦時下の橋純一の言動は、やはり批判されるべきものとして記憶にとどめねばならない。だが、教材「源氏物語」の掲載意图や、それを礼讃した多くの発言の中にも、問題とされなければならないものがあつたはずである。それが検討されていない

以上、何十年を経ようとも、古典文学教育における「戦後」のスタートは切れないのではないだろうか。敗戦の半年後に出されたこの特集号を読んで強く感じられることは、残されている課題の多さとその重さである。

注1 拙稿「小学校教材「源氏物語」と時局」（『国語国文学報』五十五集、一九九七年三月）

注2 拙稿「橋純一による「源氏物語」批判」（愛知教育大学教科教育センター『研究報告』二十二集、一九九七年三月）

注3 拙稿「小学校教材「源氏物語」（第四期国定教科書）の反響」（愛知教育大学『研究報告』第四十七輯、一九九八年三月）

注4 拙稿「小学校教材「源氏物語」（第四期国定教科書）の反響・その二」（『愛知教育大学大学院 国語研究』六号一九九八年三月）

注5 友納友次郎（一八七八—一九四五） 広島高等師範学校附小訓導、文部省図書局嘱託などを歴任。「読方教授法」（大正四年）、「綴方教授の原理及び実際」（大正七年）、「国語読本の真使命」（大正十四、五年）、「読方教育原論」（昭和七年）などの著述がある。

注6 文部省編纂「国体の本義」昭和十二年、内閣印刷局。
注7 文部省「小学国語読本尋常科用卷十一編纂趣意書」、昭

和十三年。

注 8 橋純一「小学校国語読本卷十一「源氏物語」の削除を要求する」『国語解釈』昭和十三年六月。

注 9 塩田良平（一八九九～一九七一）立教大学教授、大正大学教授、実践女子大学教授、一松学舎大学学長、日本近代文学館理事長などを歴任。『山田美妙研究』（昭和十三年）、『源氏物語研究』（昭和三十六年）、『近代日本文學論』（昭和四十年）などの著述がある。

注 10 後藤興善（一九〇〇～一九八六）早稲田大学教授。『又鬼と山窓』（昭和十五年）、『国文学論究』（昭和十九年）などの著述がある。

注 11 近藤忠義（一九〇一～一九七六）法政大学教授、和光大学教授などを歴任。昭和十九年十二月から二十年八月まで、治安維持法により検挙され、東京拘置所に留置される。戦後、日本文学協会理事、日本学術会議会員を務める。『日本古典読本 西鶴』（昭和十四年）、『日本の女性文化』（昭和十八年）などの著述がある。

注 12 藤村作（一八七五～一九五三）広島高等師範学校教授、和十三年。

注 13 藤村作（一八七五～一九五三）広島高等師範学校教授、和十三年。

注 14 東京帝国大学教授、東洋大学学長などを歴任。国語教育学会（昭和九年設立）・日本文学協会（昭和二十年設立）の初代会長。昭和十一年に主幹として至文堂から『解釈と鑑賞』を発刊。『上方文学と江戸文学』（大正十一年）、『近世国文学序説』（昭和二年）、『訳註西鶴全集』（昭和一二二～二十八年）などの著述がある。

注 15 船橋聖一（一九〇四～一九七六）小説家、劇作家、明治大学教授。戦前は文芸家協会理事、戦後は日本文芸家協会初代理事長、文部省国語審議会委員などを歴任。小説に『木石』（昭和十三年）、『悉皆屋康吉』（昭和二十年）、『顔師』（昭和三十二年）など。

注 16 能勢朝次（一八九四～一九五五）大谷大学教授、東京文理大学教授、東京教育大学教授、奈良学芸大学学長を歴任。『能楽源流考』（昭和十三年）、『世阿弥十六部集評』（昭和十六、十九年）などの著述がある。

井上赳著・古田東朔編集『国定教科書編集二十五年』昭和五九年・武藏野書院。

（うどう ゆたか）